

平 成 2 0 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成17年11月25日付け高出第26号および同月30日高農第314号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、公開請求が同一であることから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の3件である。

- （1） 農林水産課の平成17年10月11日起票の歳出管理票記載の「平成17年（ネ）第261号損害賠償請求控訴事件着手金」について食肉センター関連施設整備事業費から支出することができることが分かる一切の資料並びに食肉センター関連施設整備事業費の内訳および内容を記載した一切の文書（出納室の保有する文書も含む。）
- （2） 農林水産課の平成16年11月26日起票の歳出管理票記載の「平成16年（ワ）第388号損害賠償請求事件着手金」について食肉センター関連施設整備事業費から支出することができることが分かる一切の資料並びに食肉センター関連施設整備事業費の内訳および内容を記載した一切の文書（出納室の保有する文書も含む。）

- (3) 上記(1)および(2)の各支出について食肉センター関連施設整備事業費から支出することができると出納室職員が判断した根拠を記載した一切の文書

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が非公開とした処分のうち、「平成17年度歳出予算見積内訳書中の契約事務に支障がある金額等以外の部分」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

本件2件について、平成17年11月2日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同15日にそれぞれ非公開（行政文書不存在を含む。）の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月17日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

【高出第26号の諮問に係るもの】

- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」は、「行政文書不存在のため」とするが、虚偽である。出納室職員は公金支出の審査に際して予算科目その他の適法な支出であることを審査する義務があるのであるから、出納室職員が適法であると判断した根拠を記載した行政文書が不存在とは

考えられない。

【高農第314号の諮問に係るもの】

- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。更に、同通知書別紙に記載されている「該当する行政文書」の内容は誤りである。当該明細書中に予定されていない弁護士費用（着手金）は計上されていないのである。弁護士費用の支出は予算の目的外支出として違法支出なのである。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

【高出第26号の諮問に係るもの】

予算の執行および支出負担行為の決定については、市長部門の権限であり、出納部門は、執行内容の適否について審査を行う権限は有していない。

出納室の支出命令審査の対象は、支出負担行為の確認（法令または予算に違反していないか、支出負担行為に係る債務が確定しているか、事務決裁どおりに決裁されているか等）と支出命令の審査（金額に違算はないか、支出方法は適切か、正当債権者であるか、支払時期は適切か等）である。

また、予算区分については、款、項、目、節は地方自治法等で定められているが、細目、事項については、市長部門において、法で定められた区分をさらに細分化して整理するために設けた任意の区分であり、これについては出納室の審査対象外としている。

今回、情報公開請求の対象になっているのは、農林水産課起票の「平成17年（ネ）第261号損害賠償請求事件着手金」および「平成16年（ワ）第388号損害賠償請求事件着手金」の支出負担行為であり、これはそれぞれの訴訟代理人との委任契約に係る弁護士報酬着手金である。

知りたい行政文書として示されている「食肉センター関連施設整備事業費」というのは、予算区分でいうところの款、項、目、節、細節、細目、事項の中の「事項」の部分であり、これは前述したように、市長部門が予算の整理上設けた任意の区分であり、この部分の適否については、出納室では審査の

対象外としている。

故に、出納室職員が「食肉センター関連施設整備事業費」という事項より支出することができると判断する必要性がないため、根拠を記載した文書は存在せず、行政文書不存在による非公開の決定を行ったものである。

【高農第314号の諮問に係るもの】

本件対象行政文書は、平成16年度および平成17年度予算明細書であり、これらは、高松市の事務または事業に関する予算執行に係る情報であって、公にすることにより当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条5号に該当し、非公開としたものである。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、1－（1）および1－（2）については、「平成16年度および平成17年度予算明細書」であり、公にすることにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして非公開とし、1－（3）については行政文書不存在の決定をしている。

（1） 「平成16年度および平成17年度予算明細書」について

実施機関の説明によると、本件対象行政文書は平成16年度および平成17年度予算明細書（歳出予算見積内訳書）であり、16年度予算明細書については、委託料が組み込まれているが、内訳欄には損害賠償請求事件着手金の項目はないことが確認できた。

これは予算決定時には当該事件を想定しなかったものであるが、平成16年度になり、事件が発生し、当該委託料から同着手金支払を執行したことによるものであるとのことであつた。長の裁量権として、また喫緊の対応として何ら問題はなく、平成16年度の着手金を支出することができる行政文書に該当するものは不存在とした実施機関の決定に不合理な点はない。また、当該平成17年度歳出予算見積内訳書を検証するに、高松市の契約事務に係る金額等の部分については、公にすることにより、契約事務における事務・事業の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあり，条例 7 条 5 号に該当すると認められるが，その余の部分については公開すべきである。

(2) 行政文書不存在の可否について

実施機関の説明によると，「食肉センター関連施設整備事業費」は予算区分の「事項」に相当するものであり，「事項」の区分については，市長部門が予算の整理上任意に設けているものであって，出納室は審査の対象外としているとのことであった。

よって，当該区分での支出の妥当性を判断した行政文書は不存在としたとのことであった。

この点，当該文書について，実施機関が行政文書不存在とした主張に不合理な点はない。

よって，当審査会は，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日 (高出第 2 6 号)	諮問書受付
平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日 (高農第 3 1 4 号)	
平成 2 0 年 3 月 1 3 日 (高農第 3 1 4 号の諮問 に係るもの)	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 3 月 2 8 日 (高出第 2 6 号の諮問に 係るもの)	
平成 2 0 年 5 月 2 1 日	実施機関の非公開理由の聴取および 争点の審査
平成 2 0 年 7 月 3 0 日	答申案審査
平成 2 0 年 8 月 8 日	答申